

多可郡における天明二年の植林記録と「天明の杉」(後編)

加東農林振興事務所 森林課 山田裕司

【前編のあらすじ】

Webページに、天明2年播磨国多可郡で山口治右衛門がスギ・ヒノキ6,000本を植えたとの記録があった。山口治右衛門は多可町加美区清水の山口祐助氏の祖先であり、天明のころに植栽されたと思われるスギ2本が残っていることもわかった。また、文献を調べると「造林功労者事績」に山口治右衛門の名前があった。

造林功労者事績に記載されている全国の功労者の多くは藩や代官の命により実施しており、いわば役人が業務として実施したものが多く、天明の記録のように農民が個人の資力で自分の山地に植林した事例では古い部類で、林政史的にも貴重な記録であることがわかった。

山林共進会報告

山林共進会は、明治15年(1882)2月に東京上野公園において開催された全国規模の集会で、明治政府が、



山林共進会報告
(京都大学農学部収蔵)

増大する木材需要、民有林林業の発展、森林資源の保続等を目的に開催したものだ。全国の篤林家や森林所有者が全国から結集し林業近代化のきっかけとなった。なお、これを機に大日本山林会が設立されている。山林共進会では、先進的な植林や献身的な山林施業について、全国から2,340余りの功績が篤林家から出品され、そのうち558件に対して、特別賞、一等賞など、八区分に分けて賞を与えている。特別賞は1件で、岡山県の熊沢藩山の功績に与えられていた。558件のうち五等賞以上の功績について、山林共進会履歴の部、同経験の部として取りまとめられ、明治16年2月に農務省から文献として発行されていた(以下、「山林共進会報告」)。

兵庫県から7件出品されており、最高賞は山口治右衛門の功績で四等賞を与えられており、山口吉五郎が出品していた。ちなみに、前段の片岡治左衛門及び藤原宗兵衛は五等賞、園田庄十左衛門は六等賞であった。山林共進会報告の中で、天明2年に山口治右衛門がスギ・ヒノキ6,000本を植林したこと、その子孫の山口吉五郎が人家・道路に近接する樹木の伐採を禁ずる遺言をしたこと、苗を兔の害から守るために麦わらで包んだこと等が記録されていた。天明の記録は、この山林共進会報告が原著となり、総合年表に記載され、冒頭Webページの「木を植えた日本人の歴史」に記録されたものであった。

山林共進会報告 履歴の部

四等賞 出品人 兵庫県播磨国多可郡清嶋村 山口吉五郎

播磨の国多可郡清嶋村字山城並大和村字南山外六拾壹ヶ所の山林は、吉五郎祖先治右衛門宝曆(1751~1764)年中より所有せしか、当時山中杉檜の如きは甚(はなは)だ稀れにして栗樹其他の雑木のみ生立しを、天明二年(1782)に至りて樹木を繁殖するは暫(ただ)に子孫の生計を維持するのみならず其世用に鴻益あることを覚知し、初めて雑木林の幾分を伐採し杉檜の小苗凡(約)六千株を植栽し爾(その)後年々植樹を勉め、且(かつ)子孫に遺言するに植栽の怠たる可からざることを以てせり、故に代々其志を継ぎ今に至りて尚養林植栽の事に従事せりと云う

附言 祖先吉五郎なるもの遺言して曰く、道路及び家屋近傍の樹木を伐採すへからすと、当時其の何の所以たるを知らざりしに去る慶応元年(1865)当地方に大に震す、巨石大岩の崩壊するもの無数にして人家を倒し人馬を傷くる夥(おびただ)しかりしか、独り吉五郎所有の山林に沿へる処は樹木之を支え其害を逃るることを得たり、是に於て初めて遺言の拠る処あるを知れりと云う

(一部ふりがな等を振り、一部常用漢字に置き換えている)

て現存量を3,189百万本と推定。を説いている。また、秋田藩の植林現状では17年で森林資源が枯渇する。事例として「一本伐採につき15本植」と警告し、森林保護と植林の重要性。栽」等当時の林業技術などを紹介し

経験の部

〔兵庫県〕 山口 吉五郎

一 所有山林に杉松を栽植せしは天明二年業を起せしより本年に至るまで植樹の数六十万本の多きに至る、植付度後一兩年間寒暑の害に遭ふて枯死するもの凡十八万本、尚漸（ようや）く長くして一二尺回りに至り、暴風雨大雪の為に倒裂せらるるもの亦（また）六万本に下らずにして、年々伐採の木数は大小合せて凡千本とす、小苗の植付は伐木跡及び雑木草山地等を檢し、其地味地勢の適否を撰み栽植す、尤（もつとも）年々藤葛蔓の幹枝を纏圧するを除き、下柴の成木を妨ぐるを刈除するまでにして別に肥料等を施与することなし、又野火の山林に延焼するを防くは其林境に掘切と唱へ幅一丈深さ四尺の溝渠を開削するものとす、尤（もつとも）一度之を穿ち置けは雨水の奔流するか為に両岸溝底を流凌し雑草の根を絶つ、故に野火これに至て止む之れ実験せる処なりと、また成木の度は地味地質により殊別ありと雖（いえど）も大約杉は植付より五十年を経て目通四尺回り余百年にして七尺回り余、松樹は五十年にして三尺回り余百年を経て六尺回り余、榎樹（モミ）は初生より五十年にして五尺回り余百年にして九尺回り余に至るものとせり

有害物の予防及び駆除

一 山林において天保十三年の春大いに毛虫を生したり、該地は過半榎樹（モミ）なるに枝葉を啄落し大に凋衰を極め宛も枯林と一般の状を為すに至る、除害百方効なく其内一古老の言に従ひ之を駆除するを得たり、其法榎樹（シキミ）を刈り林中各所に於て之を焼燻するに毛虫の落ること恰（あらか）も落葉に似たり、或は煙中に燻死し火中焼死せり、尚其根を絶ん事を欲し翌年該地大小の木種を尽く伐採せり、又種苗の未だ幼弱なる頃兎の為に樹皮を啄害せらるるあり之を防くに麦藁（むぎわら）にて苗を包むをよしと云ふ

（一部ふりがな等を振り、一部常用漢字に置き換えている）

ている。明治政府が国内の森林を科学的に分析し、近代的な林業行政への転換を図ろうとする様子が詳細に記されていて興味深い。

山林共進会報告は非常に希少な図書で、兵庫県内に収蔵している場所はなく、近隣では京都大学や大阪市立大学など数箇所に収蔵されているだけであった。

なお、この山林共進会が開催された明治15年には海外の森林法規を参考に森林法案が策定されたが、法律制定はすぐには実現せず、明治29年の全国的な大水害を経て、明治30年に森林法が制定された。

まとめ

天明の記録は、明治15年に明治政府が開催した山林共進会において、山口家に代々継承されてきた記録が表彰され、全国に発表されたものであった。残念ながら山口家に伝わってきた資料は現存していなかったが、当時の植栽と思われる天明の杉がこの史実の確かさを裏付けている。

山口家の邸宅は、現在は他人の手に渡っているが、敷地2,560㎡木造平屋銅板葺き約500㎡の建物で、明治初期の建築と言われている。保存状態もよく、130年以上経った今でも大きな狂いも見られず、文

化財的価値も高い建築物である。内部は非常に質素で、豪邸によくある屋久杉や黒柿等の装飾材は一切ない。豪華絢爛でなく、質実剛健である。

専ら杉・松・樺など、地元にある樹種のみで建築されており、天明の記録の6,000本も利用されていると考えている。棟梁も地元の大工と思われ、地元木材と地元技術・職人で建築された当時の地域林業の集大成とも言える建築物である。

今後は、地域に残された貴重な財産である天明の杉と旧山口邸を地域林業の誇りとしてPRし、地域創生に役立つような利活用を考えている。

（おわり）



旧山口邸